

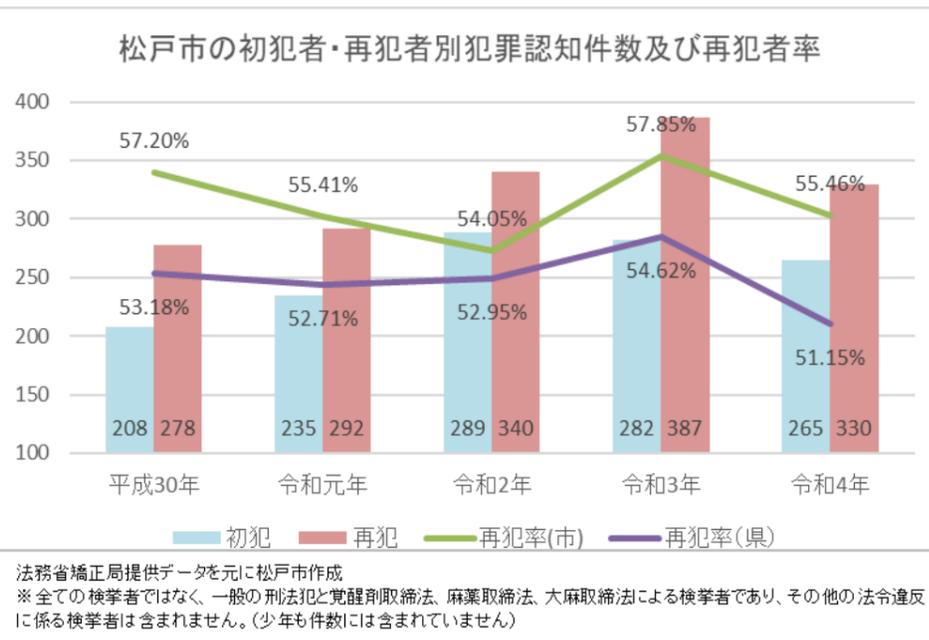
# 松戸市再犯防止推進計画策定について

## 1 地方再犯防止推進計画策定の目的

平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」)が成立し、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。千葉県でも令和4年1月に再犯防止推進計画を策定し、国、県、市町村、関係機関及び民間団体等が連携し、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要と位置付けました。

## 2 地方再犯防止推進計画策定の重要性

犯罪をした者等の中には、地域生活で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在します。再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、離れた後も継続的な社会復帰を支援することが必要不可欠です。



再犯防止施策は、就労・住居・保健医療・福祉など多岐にわたっており、特定の部局のみで対応することは困難です。

計画を策定し、様々な行政領域にまたがる施策について整合性をもって総合的に推進することが重要です。

令和5年3月に閣議決定し、策定された「第二次再犯防止推進計画」計画に提示されている、3つの基本的な方向性と7つの重点課題をもとに現状課題の分析や施策の方向性を検討します。

### 基本的な方向性

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

### 重点課題

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

## 3 松戸市における再犯防止推進計画

地方再犯防止推進計画は、政策的に関連の深い他の計画と一体化することができ(再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項)、福祉的政策は再犯防止と共通して取り組むべき事項であると考えられるため、地域福祉計画に内包し策定することを提案します。

## 4 重点課題と松戸市施策の関連性について

重点課題と現状の市の事業を鑑み、市が現状実施しているものは下記のとおりです。

### ①就労・住居の確保等

- ・自立相談支援事業を実施し、松戸市内に居住する就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図っています。
- ・松戸地区協力雇用主会の事務局を務め、雇用主の協力連携を図っています

### ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・政策的に関連の深い地域福祉計画と一体化することで、共通して取り組むべき課題に対する連携の強化を行います。

### ③学校等と連携した修学支援の実施等

- ・子どもの学習支援事業を実施し、生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもが、家庭や学校以外において、他者との関わりを持つ中で日常生活習慣や社会性を育み、また、学習に対する意欲向上・習慣化を促して自ら学ぶ力を養うことにより、子どもの将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目指しています。

### ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

### ⑤民間協力者の活動の促進等

- ・保護司会、更生保護女性会の事務局を務め、行政との連携を図っています。
- ・更生保護サポートセンターの設置場所の提供をしています。
- ・保護司会に対し補助金を交付し、活動に対する協力を行っています。

### ⑥地域による包摂の推進

- ・保護司と中学校生徒指導主任との懇談会を行い、情報交換、連携に努めています。

### ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

- ・社会を明るくする運動に関する活動を市含む8団体の共催で実施し、更生保護に関する周知啓発を行っています。
- ・人権に関する市民意識調査の中で、刑を終えて出所した人に対する人権侵害の調査を行い、市民意識の向上を図っています。